

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

北杜市小淵沢町田園環境整備計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

北杜市

3. 地域再生計画の区域

北杜市の区域の一部（小淵沢町）

4. 地域再生計画の目標

平成 18 年 3 月 15 日に北杜市と市町合併した小淵沢町は、山梨県の北西部に位置し、人口 6,203 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）、面積 33.14 km²で、赤松を中心とした森林や八ヶ岳湧水群（日本名水百選）など、豊かな自然と、富士山・南アルプスを眺望できる景観を誇る八ヶ岳南麓に広がる高原の町である。北杜市の玄関口として町の中心を東西に JR 中央線が走り、特急の停車駅と小海線の始発駅である小淵沢駅、さらに中央自動車道小淵沢インターチェンジが立地するなど広域交通条件にも恵まれている。

高度経済成長期、都会への人口流出による人口減少が顕著であったが、先述のような地理的特性を背景に、土地開発や大規模事業所の誘致、農業・観光産業振興の推進により、昭和 55 年以降現在まで、首都圏・中京圏からの転入者を主とした定住人口が増加している。

このような背景の下、旧小淵沢町では、豊かな自然と調和した快適な生活環境を創出する「快適で安全な暮らしの環境整備」の一環として污水处理施設の整備に取り組んできた。昭和 63 年に下水道マップを作成し、平成元年から下水道事業を実施、その後農業集落排水事業や浄化槽設置事業も併せて展開し、平成 16 年の生活排水クリーン処理率（污水处理人口普及率）は 73.7%にまで達した。しかしながら、住民の憩いの場となる公共水域や自然環境の象徴である湧水の水質保全に向けて、自治体と住民が一体となった活動の一層の推進が必要である。

このため、旧小淵沢町で平成 14 年度に策定した「小淵沢町田園環境整備マスタープラン」の〔自然資源の再認識と自然と共生する社会の実現〕という目標を踏まえ、污水处理施設のさらなる普及を進めるとともに、地域住民による河川、農業用水路等の清掃及び地域の美化活動や水生生物等による水質浄化などの取り組みと連携し、北杜市地域再生計画「人と自然が躍動する環境創造都市 北杜市」生活環境向上計画（注 1）と一体的に推進する。これにより市の貴重な財産である自然、生態系の保全と自然浄化機能の回復が図られる。

また、旧小淵沢町で平成 14 年度に策定した「小淵沢町農村振興基本計画」で提案され平成 15 年 11 月に認定を受けた構造改革特別区域計画「こぶちさわアグリルネッサンス特区」（注 2）に基づき推進され先駆けとなった、農地の貸付事業、地域有機物質資源を活かした有機栽培農業等の農村振興事業とも連携し、都市と農村が共生する魅力ある地域づくりを図り、地域

の活性化をめざす。

【数値目標】

生活排水クリーン処理率（汚水処理人口普及率）の向上（73.7%から90.0%に向上させる。）

（注1）地域再生計画「人と自然が躍動する環境創造都市 北杜市」生活環境向上計画
山梨県北杜市（平成17年6月認定）

日本でも有数の名水地である北杜市の清らかな河川や、良質米を生産するための肥沃な土壌などの自然環境の保全、生活環境の向上を推進するため、汚水処理施設（公共下水道及び浄化槽）の整備とともに、市民の理解や意識を高め循環する循環型社会の構築等と一体的に環境と共生する仕組みづくりをめざす。

（注2）構造改革特別区域計画「こぶちさわアグリルネッサンス特区」
（平成15年11月に認定・平成17年11月に認定取消し）

地方公共団体等が特定法人に農地等を貸し付ける場合の許可の規制の特例措置を活用して、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業を実施し、耕作放棄地ゼロの状態をめざす。（現在は構造改革により農地法が改正となり、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る農地となった）

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

旧小淵沢町の汚水処理計画として4つのブロックに分け、北部（観光・リゾート地区）では合併浄化槽、西部（農業居住集落）では農業集落排水事業、中部（商業・農業・居住集落）では公共下水道事業、東部（工業・農業・居住集落）では公共下水道事業を、それぞれ主として推進してきた。

しかし、農業用水の水源の上流部に位置する北部地区（大東豊・篠原・女取地区）では人口・世帯が急増し、水質汚濁が懸念されるため、合併浄化槽に加えて公共下水道の整備を進めるとともに、下流部の農業振興地域（中・東部地区）においても重要な水資源である湧水、農業用水路のさらなる水質改善が一体的に必要なため、公共下水道等の汚水処理施設の整備を推進する。これにより、自然、生態系の保全と自然浄化機能の回復を図る。

また、地域有機物質資源を活かした有機栽培農業等の農村振興事業とも連携し、地域資源・特長を活かした農都共生型の新しい複合産業と魅力ある地域づくりを進める。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等も了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・平成15年10月に事業認可

[事業主体]

- ・いずれも北杜市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 宮久保・高野・小淵・尾根・本町・上笹尾・下笹尾・松向地区
(平成15年10月認可済)
大東豊・篠原・女取地区
(平成18年2月認可予定)
- ・浄化槽 下水道認可計画外の区域、農業集落排水認可計画外の区域

[事業期間]

平成17年度～平成21年度まで

[整備量]

- ・公共下水道 100～150 26,000m
- ・浄化槽(個人設置型) 100基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道	1,068人
浄化槽(個人設置型)	225人

[事業費]

公共下水道

事業費	1,120,000千円
(うち、交付金	560,000千円)
単独事業費	535,000千円

浄化槽(個人設置型)

事業費	30,123千円
(うち、交付金	10,041千円)

合計

事業費	1,150,123千円
(うち、交付金	570,041千円)
単独事業費	535,000千円

5-3 その他の事業

1) 農都共生関連施策(農都共生・対流の仕組みと拠点の整備・拡充)

遊休農地を活用した花の公園「花パーク フィオーレ小淵沢」、都市と農村の交流拠点「スパティオ小淵沢」、スパティオに隣接する「道の駅小淵沢」等の施設の連携システム構築と機能強化拡充のための再整備

2) 農業振興関連施策(安全高付加価値の「地域ブランド」の開発普及)

従来型の化学肥料・農薬に依存する農業ではなく、地域にある有機物質資源(畜産農家、乗馬牧場の牛・馬の糞尿)を活用して高品質堆肥の製造をし、循環型の地球環境に配慮された土壌作りの推進

施設名「有機肥料供給センター」 製品名「有機100倍」

3) 環境産業形成施策(地域生物資源【バイオマス】の循環利活用システムの構築)

バイオマスの効果的利用のための調査研究と計画策定

4) 田園居住促進施策(快適な田園居住ゾーンの整備による定住促進)

田園住宅に居住することを強く希望する人々(見込み客)を効果的に開拓し、入居者が協同組合を設立し、集合住宅を建設する方式なども採用して組織化を図る

6. 計画期間

平成17年度から平成21年度まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、施設整備の進捗状況等について評価・検討を行う。

また、整備された污水处理設備は、環境関連法令等を遵守し、環境保全に努めるとともに、事故及び緊急事態が発生した場合の対応を含め維持管理、水質検査等の適正管理を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

污水处理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「山梨県生活排水処理施設整備構想」(都道府県構想)に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。

添付書類

地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面

污水处理施設の整備区域図

地域再生計画の工程表およびその内容を説明した文書

地域再生計画のイメージ図